

第 3 期愛知県障害福祉計画の策定について

1 障害福祉計画について

(1) 計画策定の根拠

都道府県（及び市町村）は、障害者自立支援法第 89 条第 1 項の規定に基づき、国の基本指針（厚生労働省告示）に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する計画を策定することとされている。

【障害者自立支援法】

第 89 条（都道府県障害福祉計画）

- 区域ごとの各年度の障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策
- 区域ごとの障害福祉サービス・相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項
- 各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数
- 障害者支援施設の障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

(2) 国の基本指針

国は、障害者自立支援法第 87 条第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、基本指針を定めることとされている。（平成 18 年 6 月 26 日告示、平成 19 年 3 月 30 日・平成 21 年 1 月 8 日・平成 21 年 3 月 30 日改正、第 3 期障害福祉計画の策定に関する基本指針は、平成 23 年 9 月頃に示される予定。）

(3) 計画期間について

- 第 1 期計画期間：平成 18～20 年度
- 第 2 期計画期間：平成 21～23 年度
- 第 3 期計画期間：平成 24～26 年度（予定）

2 第 2 期障害福祉計画の概要

(1) 国の基本指針における障害福祉計画の基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

- ①障害者等の自己決定と自己選択の尊重
- ②実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化
- ③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

【第 2 期愛知県障害福祉計画の基本理念】

「自立と自己実現を支える福祉」

ノーマライゼーションの理念のもと、地域に住む人々が障害の有無、障害種別や年齢にかかわらず、互いにふれあい、支え合い、安心して暮らすことができる自立と共生の地域社会づくりをめざす。

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して、数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行う。

- ①全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- ②希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
- ③グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
- ④福祉施設から一般就労への移行等を推進

【第 2 期愛知県障害福祉計画の基本的考え方】

次の 5 つの考え方のもとに、必要な障害福祉サービスや相談支援等の見込量等を設定し、地域において、適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組む。

- 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします。
- 希望する人に日中活動系サービスを受けられるようにします。
- グループホーム等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進します。
- 福祉施設から一般就労への移行を推進します。
- 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます。

(3) 障害福祉計画が目指す目標

地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、まずはこれらの課題に関し、新体系サービスの移行を完了する平成 23 年度を目標年度として数値目標を設定する。

数値目標

- ①平成 23 年度末までに、第 1 期計画時点（平成 17 年 10 月 1 日）の施設入所者数の 1 割以上が地域生活に移行することを目指す
- ②平成 24 年度までに、精神科病院の入院患者のうち、「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」の解消を目指す
- ③平成 23 年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を第 1 期計画時点の 4 倍以上とすることを目指す など

【第 2 期愛知県障害福祉計画の数値目標】

①福祉施設入所者の地域生活への移行

平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数	4,385 人
目標値 平成 23 年度末までの地域生活移行者数	640 人

②入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成 18 年 6 月 30 日現在の退院可能精神障害者数	1,000 人
目標値 平成 23 年度末までの退院者数	835 人

③福祉施設から一般就労への移行

平成 17 年度の一般就労移行者数	118 人
目標値 平成 23 年度一般就労移行者数 (平成 17 年度実績比 4 倍)	480 人

3 第3期障害福祉計画の考え方

(1) 基本理念等

ア 現基本指針の基本的理念・基本的考え方、障害福祉計画に定める事項等
考え方は変更しない。(必要な時点修正等のみ。)

イ 計画期間

平成24年度から平成26年度までの3年間。

(ただし、障害者総合福祉法(仮称)が平成25年8月までに施行される予定であるため、
計画期間中に計画を見直すこととなる可能性あり。)

(2) 数値目標の設定方法についての考え方

ア 施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標

次の数値を基本としつつ、都道府県等において、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

項目	基準時点	終了時点	第3期計画の数値目標の基本となる数値とその考え方	
地域移行者数	平成17年10月1日	平成26年度末	3割以上	H22.10.1現在の実績16.6% (5年間) →1年間: 3.3% 3.3%×9.5 (H17.10月~H27.3月) ≒30%
入所者の削減数			1割以上減	現目標: 7% (6年間) ⇒第3期計画分: 3% (3年間)

イ 退院可能精神障害者の減少に係る数値目標

社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書や「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)、「新たな地域精神保健医療の構築に向けた検討チーム」の検討も踏まえながら、国が本年夏を目途に示す予定。

ウ 就労支援事業の数値目標の考え方

これまでの計画の考え方を基本として、実績や地域の実情を踏まえて設定する。

(3) サービスの見込量及び入所定員総数の設定方法についての考え方等

ア 現基本指針は、数値目標に係るものを除き、基本的に変更しない。

イ 旧体系施設が全て新体系に円滑に移行できるようサービス量を見込む。

ウ 障害者自立支援法の一部改正(平成22年12月)の内容(相談支援、同行援護等)を反映させる。